大成建設株式会社、株式会社本間組「(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業に係る計画段階 環境配慮書」に対する意見について

令和元年8月26日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 新潟北部沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、大成建設株式会社及び株式会社本間組に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。 意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

-場 所: 新潟県村上市及び胎内市の沿岸域及び沖合

・原動力の種類:風力(洋上)

·出 力: 最大500, 000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 6月 3日
環境大臣意見受理	令和元年 8月 9日
経済産業大臣意見	令和元年 8月26日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内 電話03-3501-1742(直通) 大成建設株式会社、株式会社本間組「(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業に係る計画段階 環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1)対象事業実施区域の設定

- ア. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- イ. 対象事業実施区域の設定に当たっては、環境影響評価の適切な実施等により環境保 全と両立した風力発電事業の円滑な導入の観点から、「風力発電に係るゾーニング実証 事業」を実施している新潟県等との協議・調整を十分に行い、更なる検討を進めること。

(2)関係機関等との連携及び住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を 行うこと。

(3)累積的な影響

想定区域の周辺には、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、 既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集及び 他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を 行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を 優先的に検討することがないようにすること。

(5)最新の知見の反映

基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在並びに工事中及び供用中の水中音の発生による海生生物等への影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、本事業の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見の収集に努めること。

2. 各論

(1)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備が設置される場合には、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、ガン類やハチクマ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による 鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家 等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、 環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3)景観に対する影響

想定区域の周辺は、瀬波笹川流れ粟島県立自然公園が位置しており、同公園内には「瀬 波温泉海水浴場」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺 望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に 当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、 フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的 な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。 また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、県立自然公園の管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。